

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度の所得税及び令和6年度の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者
- したがって、次に該当する方は定額減税の対象ではありません。
 - ・ 令和6年度の住民税が非課税の方
 - ・ 令和6年度の住民税が均等割及び森林環境税のみ課税の方
 - ・ 所得控除により課税総所得金額等が0になる方

減税額

- 本人、控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 控除対象配偶者、扶養親族は国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

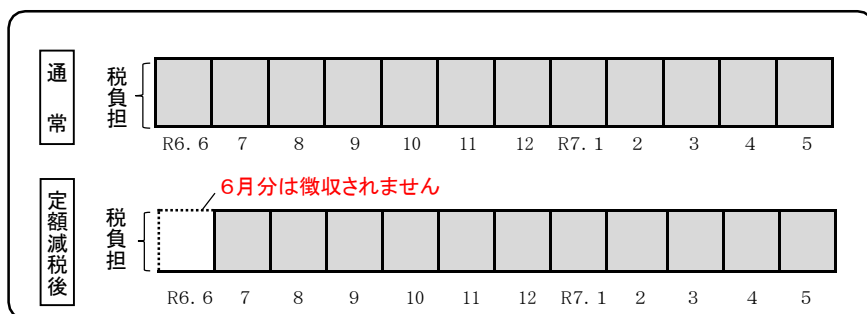
徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収 （給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。

- ただし、定額減税対象者ではない場合は、例年どおり6月分から特別徴収します。



その他

- 減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)